

○ 内閣府  
農林水産省 令第六号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手續を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 齋藤 健

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手續を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手續を定める命令（平成二十七年 内閣府 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

|  |             |
|--|-------------|
| <p>ハニホヘトチリセケルケカケタ<br/> 〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕〔略〕</p> <p>イ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）</p> | 改<br>正<br>後 |
| <p>メセニホヘトチリセケルケカケタ<br/> 〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕<br/> 「号の細分を加える。」</p>                                | 改<br>正<br>前 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | <p>2</p> <p>「ハチ 略」</p> <p>「十七・十八 略」</p> <p>「略」</p> <p>レ 略</p> <p>十五 「略」</p> <p>十六 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴ</p> <p>ー、もも及びびりんご</p> |
|                    | <p>2</p> <p>「ハチ 同上」</p> <p>「十七・十八 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>レ 同上</p> <p>十五 「同上」</p> <p>十六 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びびりんご</p>                              |

## 附 則

この命令は、公布の日から施行する。